

第22期第10回海区漁業調整委員会議事録

1 日時・場所

令和4年11月29日（火）午後1時30分～午後3時00分
秋田県庁 議会棟2階「特別会議室」

2 出席者

委員（定数10名）

加藤 和夫、船木 律、三浦 清、齊藤 一成、腰山 公正、
鎌田 誠喜、工藤 義彦、伊藤 公男、杉本 勇助、大竹 敦（出席10名）

事務局・秋田県

事務局長（水産漁港課長）：阿部 浩樹
事務局：斎藤 和敬、藤田 英博、保坂 芽衣
農林水産部水産漁港課：長谷部 寛人、百瀬 夏実、三田村 学歩

3 議事事項

- (1) あわび漁業及びなまこ漁業の制限措置の内容、許可を申請すべき期間について（諮問）
- (2) まあじ及びまいわし対馬暖流系群に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）
- (3) 令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議について（報告）
- (4) その他
 - ① 秋田県沖洋上風力発電設置にかかる経過状況等について
 - ② その他

4 開会・あいさつ

○事務局（斎藤）

それではご案内の時間になりましたので、ただ今より、今年度第3回目となります第22期第10回秋田海区漁業調整委員会を開催いたします。

出席委員10名で、出席委員数が過半数を超えていますので、秋田海区漁業調整委員会規程第6条に基づき、本委員会が成立することを報告させていただきます。

それでは、はじめに加藤会長から、ご挨拶をお願いします。

○加藤会長

本日は雨の中ご出席いただきまして、ありがとうございます。

依然としてコロナがつづいておりますけども、今年も残すところ一ヶ月と少しになりました。この会議も今年最後だと思われそうです。

先月18日に3年ぶりに対面での全漁調連の日本海ブロック会議が金沢で行われました。秋田海区としては、くろまぐろの資源管理についてを来年度の要望とし、日本海ブロック会議にて要望を申し上げてまいりました。くろまぐろについては、大西洋くろまぐろ

類保存国際委員会にて来年から3年間にわたって日本の枠が295トン増えるとの報道がありました。来年度の秋田県の配分枠についても影響があるのではないかと考えております。

昨日の報道ではハタハタ資源対策協議会において、ハタハタの接岸の予想が12月4日と出ておりました。今朝のさきがけ新聞まで5日間に渡って、ハタハタの特集記事が組まれておりました。今の資源状況は大変厳しい状況にあり、ピーク時に比べると1%に満たない数字が今年度の漁獲量となっております。漁業者も秋田県内の消費者も難しい状況ではありますが、ぜひこの漁期にはすこしでも多く獲れるように期待したいと思っております。

今日はあわび及びなまこ漁業の制限措置についてや、まあじ、まいわしの来年度の漁獲管理年等の議題がございますので、議事進行にご協力をお願い致します。

○事務局（斎藤）

ありがとうございました。

5 資料確認

（事務局が資料確認）

6 議事録署名委員選任

○加藤議長

それでは議事に入る前に、議事録署名委員を指名いたします。今回は船木会長代理と三浦委員にお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

○船木会長代理、三浦委員

はい。

7 議事

議題1：あわび漁業及びなまこ漁業の制限措置の内容、許可を申請すべき期間について（諮問）

○加藤議長

それでは議事に入ります。始めに諮問事項「あわび及びなまこ漁業の制限措置の内容、許可を申請すべき期間について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○事務局（保坂）

事務局の保坂が説明いたします。よろしく申し上げます。

当日配付資料1をご覧ください。

諮問文の文面及び公示文の差替えがありました。

（諮問文の読み上げ）

あわび漁業及びなまこ漁業は、令和2年12月に施行された新しい秋田県漁業調整規則において、知事許可漁業に追加され、令和3年1月から許可をしております。

この許可の有効期間は、1年以内としており、令和4年12月31日に満了となります。

なお、従来の漁業権又は他の漁業許可に基づき、あわび、なまこを採捕する場合は、本許可を必要としません。

2 ページをご覧ください。こちらが公示案です。

表は制限措置の内容を表示しております。現行の許可内容と同じ制限措置とします。先にあわび漁業について説明します。漁具の種類その他漁業の方法は、潜水（素潜り又は簡易潜水器に限る）又は磯見に限るとしてあります。

操業区域は秋田市沿岸で、漁業時期は7月1日から8月31日までとします。推進機関の馬力数、船舶の総トン数は定めなしとしており、現在までの許可と同じ内容となっています。

許可をすべき漁業者の数は、合計7としており、漁業と営む者の資格として、住所要件を定め、秋田市に住所又は漁業根拠地を有する者は5、男鹿市船川港から船越までの区域の者は、2としています。

数は、現許可の数と同数です。

次に、なまこ漁業ですが、あわび漁業と異なる部分として、操業区域は、能代市、男鹿市船川港、秋田市沿岸の3か所に分けております。漁業時期は1月1日から4月30日までと、7月1日から8月31日までとします。

許可をすべき漁業者の数は、能代市沿岸については八峰町又は能代市に住所等を有する者8名、男鹿市船川港沿岸については、男鹿市船川港に住所等を有する者8名、秋田市沿岸は、秋田市に住所又は漁業根拠地を有する者が5名、男鹿市船川港から船越までの区域の者が1名とします。こちらも現許可の数と同じです。

2 許可を申請すべき期間は1月1日からの操業が可能となるよう、12月6日から12月23日までとします。

この公示に基づく許可の有効期間は、前回同様1年以内とします。

説明は以上です。ご審議よろしくお願いいたします。

○加藤議長

説明が終わりました。ただいまの諮問について、ご質問等はありませんでしょうか。

○伊藤委員

潟上市の方々がなまこを獲りたいと申請してきた場合はどうなるのでしょうか。

○事務局（保坂）

潟上市沿岸であわび・なまこを採捕する場合、漁業権に基づく採捕になりますので、申請は必要ありません。

○加藤議長

他にありますか。

なければ、これで答申案を作成してもよろしいでしょうか。

○委員

（「はい」の声）

○加藤議長

事務局から答申案をお願いします。

答申案について事務局から説明をお願いします。

○事務局（保坂）

（答申案の読み上げ）

○加藤議長

ただいまの事務局の答申案でよろしいでしょうか。

○委員

（「はい」の声）

○加藤議長

ありがとうございます。

答申案が承認されましたので、事務局で手続きをお願いします。

議題2：まあじ及びまいわし対馬暖流系群に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）

○加藤議長

それでは次に移ります。

議題（2）、諮問事項「まあじ及びまいわし対馬暖流系群に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量について」を議題と致します。事務局から説明をお願いします。

○事務局（百瀬）

資料2をご覧ください。諮問文を読み上げます。

（諮問文の読み上げ）

まあじ及びまいわし対馬暖流系群の令和5年1月1日から始まる次期管理期間の漁獲可能量についての知事からの諮問です。

2枚目をご覧ください。

農林水産大臣から秋田県への漁獲可能量の配分通知です。

都道府県別漁獲可能量は、資源評価の結果を基に、過去3年間の漁獲実績を基準として農林水産大臣が数量を定め、各都道府県別に通知されます。

まあじ及びまいわし対馬暖流系群の知事管理漁獲可能量は、基本シェアがそれぞれ0.25%、0.11%となり、上位80%に入らないことから、いずれも現行水準となっており、目安数量として、まあじが305トン、まいわしは110トンと示されています。

これを受けた告示案が1枚目裏側の資料となり、国からの配分数量を秋田県まあじ漁業、秋田県まいわし対馬暖流系群漁業に配分しております。

本県のまあじ及びまいわしは、隻数・操業日数等漁獲努力量を通じた管理を行っており、現行水準による配分であっても漁獲量が大きく上回ることはないと考えますが、仮に目安数量を超過した場合は、操業日数の抑制等、適宜漁業者への指導も検討することとしております。

説明は以上です。ご審議よろしくをお願いします。

○加藤議長

ただいまの諮問についてご質問等がありますでしょうか。

○委員

（発言なし）

○加藤議長

それでは、事務局から答申案をお願いいたします。

事務局から答申案について説明をお願いします。

○事務局（百瀬）

（答申案の読み上げ）

○加藤議長

ただいまの事務局の答申案でよろしいでしょうか。

○委員

（「はい」の声）

○加藤議長

ありがとうございます。

答申案が承認されましたので、事務局で手続きをお願いします。

議題3：令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議について（報告）

○加藤議長

それでは次に移ります。

議題（3）報告事項「令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議について」、事務局から説明願います。

○事務局（保坂）

資料3-1をご覧ください。

10月18日、石川県金沢市において、令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議が3年ぶりに対面で開催され、加藤会長と事務局から私が出席しました。会議資料の一部が資料3-1と3-2です。

資料3-1の2ページをご覧ください。目次にあるとおり、今年度の国への要望活動の結果報告に続き、次年度の要望を中心に協議しました。

次年度の要望については、各海区から多くの要望がありましたが、（3）に記載のとおり、「Ⅰ海区漁業調整委員会制度について」、「Ⅱ沿岸漁場の秩序維持について」は、日本海ブロックからは要望がありませんでした。

また、「Ⅲ太平洋クロマグロの資源管理」の要望については、新規要望はなく、7の継続要望がありました。

当海区からも8月26日開催の当委員会において協議し決定したクロマグロに関する要望を単独で提出しております。要望内容は4ページに抜粋しております。

「Ⅳ沿岸資源の適正な利用について」は、新規として定置網漁業の資源管理に関する要望、「Ⅴ外国漁船問題等について」は継続要望のみ、「Ⅵ海洋性レジャーとの調整等について」は遊漁者の資源管理に関する新規要望があったほかは、ほぼ前年と同様に継続要望するとの内容でした。

協議の結果、全ての要望が承認され、日本海ブロックの次年度要望とすることになりました。

これらの要望は、全漁調連事務局が、他のブロックの要望と調整・整理した後、正副会長会議、理事会、そして、通常総会を経て、国への要望書とするスケジュールになっております。

資料3-2は、来賓として出席した水産庁からの情報提供の資料です。「海区漁業調整委員会の権限と役割」ということで、すでにご存じの内容とは思いますが、今後、漁

業権の一斉切替えにあたり改正漁業法に基づく新たな制度の紹介等もありましたので、ご覧いただければと思います。

以上、報告を終わります。

○加藤議長

ただ今の説明について、ご質問等がありますでしょうか。
なければ次に移りたいと思います。

議題4：その他

①「秋田県沖洋上風力発電設置にかかる経過状況等について」

○加藤議長

それでは、議題（4）の「その他」に移ります。

初めに、①の「秋田県沖洋上風力発電設置にかかる経過状況等について」、事務局から説明してください。

○事務局（保坂）

洋上風力発電関係について報告します。資料は4-1をご覧ください。

12月から秋田港及び能代港の港湾区域内に設置された洋上風力発電の商業運転が開始されることとなっており、注目度も高まっているところです。

漁業権が設定されている一般海域への風車設置はまだ先になりますが、それぞれの海域での動きも進んでおりますので、順番にお知らせいたします。

初めに、第1ラウンドの、「能代市、三種町及び男鹿市沖」と「由利本荘市沖」について、9月27日に選定事業者を含めた協議会が開催され、漁業影響調査や共生策に関する検討組織の設置が提案されたところです。

配付した資料は、今後のプロセスや、事業者から説明があった事業概要等を抜粋しております。

次に第2ラウンドの「八峰町及び能代市沖」です。

こちらは新たな選定基準で公募を開始するとお知らせしておりましたが、来月には公募を再開する予定と聞いております。

最後の第3ラウンドの「男鹿市、潟上市及び秋田市沖」ですが、9月30日に促進区域に指定され、八峰町及び能代沖と併せて公募が開始されることとなっております。

報告は以上です。

○加藤議長

ただ今の説明について、ご質問等がありますか。

○委員

（発言なし）

○加藤議長

よろしければ、次に移ります。

② その他

○議長

それでは、②の「その他」ですが、事務局から「知事許可漁業の一斉更新に関するこ

と」と「個人情報の保護について」の2点について説明があります。

はじめに「知事許可漁業の一斉更新に関する事」について事務局から説明をお願いします。

○事務局（保坂）

資料4-2 当日配付をご覧ください。

前回の委員会でも説明しましたが、令和5年度に漁業権の一斉切替、知事許可漁業の一斉更新を迎えます。

知事許可漁業については、一斉更新に向けた方向性を検討するにあたっての事前調査として、漁業許可制度の変更点や課題などを県内4地区で説明し、漁業者の意見を伺ったことを報告いたしました。

本日は、今後の知事許可漁業の一斉更新に向けたスケジュール（案）を配付いたしました。現時点の案ですが、委員の皆様には引き続き御協力お願いいたします。

2～5ページは、「2許可等すべき船舶等の数及び漁業者の数の検討【許可枠案】」として、各地区説明会で示した許可数の枠の案です。

次回の一斉更新においては、改正漁業法及び新たな秋田県漁業調整規則に基づき、資源や操業状況に応じて許可又は認可すべき数を定めて、本日の議題1の手続きと同様に当委員会にて御意見をお聴きした上で公示し、許可申請を受け付けることとなります。

左側の列（1）は、漁業種類ごとの平成26年度の許可数を参考とし、この数を許可の上限案として示したものです。右側（2）は令和3年度末までの許可数です。

各地区からは資源や漁場環境、操業状況が変化していることもあり、資料に記載された数では支障があるとの意見がありました。一斉更新までには、操業状況等を考慮しながら検討を重ねていく予定ですので、現時点での参考としてくださるようお願いいたします。

説明は以上です。よろしくようお願いいたします。

○加藤議長

ただいまの説明について、ご質問等ありますでしょうか。

○委員

（発言なし）

○加藤議長

なければ、次に移りたいと思います。

2つ目の「個人情報の保護について」の説明を事務局からお願いします。

○事務局（藤田）

事務局の藤田です。

それでは、個人情報保護に関する事について、配付資料はございませんが、口頭で説明いたします。

海区委員会で取り扱う個人情報の保護に関しては、当委員会が平成13年度に定めた「秋田海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報保護に関する規則」に基づき運用しているところです。

個人情報保護の基となる個人情報保護法については昨年度改正されましたが、地方公共団体においては令和5年度から改正法が適用されることに伴い、秋田県は、現行の個

個人情報保護条例に替わる新たな条例を今年度内に公布し、法に合わせて令和5年度から施行することとしています。

このため、委員会規則につきましても新しい条例の規定に基づいて内容を見直す必要が生じることとなります。

今回の法改正がどのようなものかといいますと、これまで国の行政機関と独立行政法人、地方公共団体と地方の独立行政法人、これらがそれぞれの法律や条例の規定に基づいて個人情報を取り扱ってきたため、その保護水準に不均衡がありました。これを是正するため、法改正によって今後は同一の法律（改正個人情報保護法）の規定に基づいて個人情報を取り扱うこととするものです。

これにより、地方公共団体では、改正法の施行に必要な事項を新たな条例で規定する必要があるということになります。

今後、県の担当部門から新たな条例の規定に基づく当委員会の規則例が示される予定となっておりますので、それを基に委員会規則の改正案を作成し、次回以降の本委員会にお示した上で、ご審議いただきたいと考えております。

まずは現時点での状況ということで報告させていただきました。

私からの説明は以上です。よろしくおねがいたします。

○加藤議長

ただいまの説明に対して、ご質問等ありますでしょうか。

○委員

（発言なし）

○加藤議長

事務局からは以上になりますが、委員の皆様からは何かありますでしょうか。

○伊藤委員

現在の秋田県内のクロマグロの漁獲実績について教えて欲しい。

○事務局（斎藤）

現在の秋田県内のクロマグロの漁獲実績について、小型魚が消化率75.8%、大型魚が72.4%と報告をいただいております。

○加藤議長

事務局から回答がありましたが、伊藤委員よろしいでしょうか。

○伊藤委員

ありがとうございました。

○加藤議長

他に質問がなければ、次に移りたいと思います。

8 その他

○加藤議長

続きまして、次第の4の「その他」ですが、委員の皆さん、事務局から事務的な連絡など何かありますか？

○委員

（発言なし）

○事務局

事務局はありません。

9 閉会

○加藤議長

他になければ、これで第22期第10回秋田海区漁業調整委員会を終了します。

終了